

社会福祉法人静岡市社会福祉協議会学校における福祉教育支援事業助成金交付要綱

平成26年4月1日 制定

平成27年4月1日 一部改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、静岡市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、市内小学校、中学校及び高等学校（以下「学校」という。）の児童生徒の社会福祉への理解と関心を高め、共生の精神を養成するとともに、児童生徒を通して家庭及び地域社会への福祉意識の啓発を図るため、学校に対して、予算の範囲内において交付する学校における福祉教育支援事業助成金について、必要な事項を定めるものとする。

(助成事業)

第2条 助成金の交付の対象となる事業（以下「助成事業」という。）は、学校が本会と連携して実施する次の各号のいずれかに該当する事業で、本会会長が必要と認めるものとする。

- (1) 地域福祉課題を題材とした児童生徒の福祉教育活動
- (2) 福祉施設利用者や福祉団体と児童生徒との交流活動
- (3) 学校内で行われる全教員を対象とした社会福祉に関する研修

(助成金の対象経費)

第3条 助成金の対象となる経費は、助成事業の実施に要する報償費、旅費交通費（講師の移動に係る経費）、消耗品費及び本会が必要と認める経費とする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は前条の対象経費の範囲内とし、20,000円を限度とする。

(交付の制限)

第5条 この要綱に基づく助成金の交付は、1学校につき、一の年度において1回限りとする。

(交付の申請)

第6条 助成金の交付の申請をしようとする交付申請者は、学校における福祉教育支援事業助成金申請書（様式第1号）に、学校における福祉教育支援事業計画書兼収支予算書（様式第2号）を添えて、本会会長に提出しなければならない。

2

(助成金交付の決定)

第7条 本会会長は、前条の申請があった場合は、この要綱や予算等に照らしてその内容を審査し、必要な調査等を行い、助成金の交付に関する決定内容を、学校における福祉教育支援事業助成金交付決定・否決定通知書（様式第3号）により、交付申請者に通知するものとする。

(請求)

第8条 助成を受けようとする交付申請者は、前条第1項の規定による通知書を受領したときは、請求書（様式第4号）及び概算払い請求書（様式第5号）を、別に定める請求期限までに本会会長に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 助成金の交付決定を受けた交付申請者は、助成事業が完了したときは、速やかに学校における福祉教育支援事業実施報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、本会会長に提出しなければならない。

- (1) 学校における福祉教育支援事業報告書兼収支決算書(様式第7号)
- (2) 精算書(様式第8号)
- (3) 領収書(写し)
- (4) その他、本会会長が必要と認める書類
(精算)

第10条 事業完了後、余剰額が生じた交付申請者は、速やかに余剰額を本会に返還しなければならない。

(財源)

第11条 助成金は、共同募金配分金を財源とする

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 静岡市福祉教育実践校継続支援事業運営要綱(平成17年4月1日制定)は、平成26年3月31日をもって廃止する。
- 3 静岡市福祉教育推進校事業運営要綱(平成17年4月1日制定)は、平成27年3月31日をもって廃止とする。
- 4 静岡市福祉教育実践校事業運営要綱(平成17年4月1日制定)は、平成30年3月31日をもって廃止とする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。